

新トクするサポート（A）提供条件書

「新トクするサポート（A）」（以下「本プログラム」といいます。）は、対象機種を48回の分割払いの方法により購入し、当社が定める条件を満たした場合に、第4条（特典内容）に定める特典をご利用頂けるプログラムです。

第1条（規約の適用）

1. 本プログラムは、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供します。
2. 「新トクするサポート（A）」提供条件書（以下「本提供条件書」といいます。）は、お客さまが本プログラムを利用するにあたって適用される条件を定めたものであり、お客さまは、本提供条件書の内容を確認し、ご同意の上で、本プログラムをご利用頂く必要があります。

第2条（プログラム期間）

本プログラムの実施期間（以下「本プログラム期間」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

本プログラム期間	2025年1月16日～終了時期未定
----------	-------------------

※終了時期は、確定次第、当社ホームページ等でご案内します。

第3条（対象）

1. 本プログラムは、本プログラム期間中に、当社との間で割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約を締結することにより、48回払いの方法によって、対象機種を購入したお客さまを対象にします。
2. 本プログラムの対象となる機種は、当社ホームページ（<https://www.ymobile.jp/lineup/tokusuru-support/>）をご確認ください。
3. SoftBank Certified（ソフトバンク認定中古品）・ワイモバイルアウトレット品で取り扱う機種は、本プログラムの対象外です。
4. 法人契約のお客さまはご利用頂けません。

第4条（特典内容）

本プログラムの特典（以下「本特典」といいます。）の内容及び本特典の利用の申し込みが可能となる時期（以下「特典受付開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

特典内容	お客さまが次条に規定する本特典の利用条件を全て満たすことを条件として、お客さまが購入した本プログラムの対象となる機種（以下「本機種」といいます。）の査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分（最大24回分 ^{※1} ）の本機種の分割支払金又は賦払金（以下「分割支払金」と総称します。）相当額（頭金は含まれません。）で、当社が本機種を下取りし、本機種の割賦残債務と本機種を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。
特典受付開始日	本機種の購入日が属する請求月を1か月目として、25か月目 ^{※2} 。

※1 お客さまが本特典を利用するタイミングによって、金額は異なります。

※2 一部のお客さまは、例外的に24か月目に、本特典が利用可能となります。

また、在庫状況又は配送状況により、本機種がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、特典受付開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの特典受付開始日は、My Y!mobile でご確認ください。

「新トクするサポート（A）」提供条件書
更新日：2025年1月16日
ソフトバンク株式会社

第5条（特典利用条件）

- 本特典を利用するためには、前条に定める特典受付開始日以降に、次の各号に掲げる条件を全て満たすことが必要です。
 - お客さまが契約している回線の電話番号（ワイモバイルユーザー^{※1}のお客さま）又は機種契約番号^{※2}（ワイモバイルユーザー以外のお客さま）を当社に申告の上、当社指定の方法により、本特典の利用を当社に申し込むこと。
 - ※1 当社が「ワイモバイル」ブランドの下で提供する通信サービスの利用者をいいます。以下同じ。
 - ※2 本機種を購入するときに当社が発行するお客さまの管理番号をいいます。以下同じ。
 - 本特典利用の申込日が属する月の翌月末までに、当社が本機種^{*}を回収し、査定完了すること。

なお、当該回収及び査定にあたっては、次の条件を全て満たしていることを要します。

 - ※故障安心パックプラス（機種の故障時に修理代金の割引を受けることができる等のアフターサービスを利用できるサービス）の特典を利用して、本機種を交換した場合は、交換後の機種を回収し査定します。この場合、交換後は交換前の機種で本特典を利用することはできなくなります。なお、交換後の機種については、本提供条件書の「本機種」をその機種に読み替えて、本提供条件書の規定を適用するものとしします。
 - 本機種が第9条（査定基準）に規定する査定基準（以下「査定基準」といいます。）を満たしている旨を当社が確認したこと
 - 本機種の製造番号（IMEI）を当社が確認できたこと[※]
 - ※印字が不鮮明、損壊その他の状態等により、製造番号（IMEI）が確認できない場合、本特典の利用のお申し込みを受けることができません。
 - 当社が定める方法に従い、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく本人確認を受けたこと
 - 本機種がネットワーク利用制限の対象になっていないこと
 - 本特典利用の申込みの時点で、本プログラムを解約、解除又は終了していないこと
 - お客さまが当社に負担する債務の支払いを怠っていないこと
- 本機種が査定基準を満たしていない場合、お客さまが本特典の利用を希望するときは、当社が指定する方法に従い、以下の表に定める料金（以下「本負担金」といいます。）を一括で当社にお支払い頂く必要があります。

故障安心パックプラスへの加入有無	本負担金（不課税）
加入者	査定時点 [※] において当社ホームページに定める金額
非加入者	22,000円

※査定時点における最新の金額・条件に従います。なお、現時点の金額・条件は当社ホームページ上で確認することができますが、あくまでも査定時点における金額・条件が適用されますので、本機種の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の金額・条件が適用されます。予めご了承ください。

- 本機種の割賦債務が完済済みである場合又は本機種が査定基準を満たしていないときに本機種の割賦残債務が前項に定める本負担金の金額以下の場合、本特典を利用できません。

第6条（下取り価格）

- 本特典に基づく本機種の下取り価格は、当社が定める査定基準を満たす場合、査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分の分割支払金相当額（頭金は対象外です。）とします。
- 回収した本機種が査定基準を満たさない場合、下取り価格は、前項に規定する分割支払金相当額から第5条（特典利用条件）第2項に定める本負担金を減額した金額となります。

「新トクするサポート（A）」提供条件書
更新日：2025年1月16日
ソフトバンク株式会社

3. 送付キットの配送遅延その他の理由により、査定完了まで長期間を要した場合、割賦債務と相殺する時期が遅れる場合があります。この場合、遅延期間にお支払い頂いた割賦債務は返金しません。
また、割賦債務を相殺する処理を行った後に査定基準を満たさないことが判明した場合は、本来の割賦債務又は本負担金を事後的に当社が別に定める支払条件に基づきお支払い頂く場合があります。

第7条（機種回収の必要性）

本特典を利用するためには、本提供条件書記載の条件に従い、本機種を当社に提供頂く必要があります。
なお、本特典の利用の申込みをもって、本機種を提供することに同意したものとさせていただきます。

第8条（特典利用時における機種回収）

1. お客様は、本機種の回収方法として、店頭又は郵送のいずれかをお選び頂けます。
2. 本機種の回収にあたっては、古物営業法に基づく本人確認を実施します。
なお、本人確認を受けるにあたっては、当社が別途指定する手続きに従う必要があります。当該手続きに従わない場合、本特典を利用することはできません。
3. 本特典利用の申込み後は、本機種の返還請求はできません。
4. 回収完了後は本機種内のデータ復元等はできなくなりますので、回収前にデータのバックアップ・初期化を必ず実施頂くようお願いいたします（万が一、本機種内にデータが残っていた場合は、当社にて全て消去いたします。）。
なお、実施しないこと等によってデータの消失又は漏洩等が生じてお客様が損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。
5. 回収前に本機種でご利用されていたアプリケーションやサービス等は、お客様ご自身にて解約・引き継ぎ等の必要なお手続きを実施するようお願いいたします。
なお、実施しないこと等によってお客様が何らかの損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。
6. 1回あたりの本特典のご利用につき、1台に限って回収します。
7. 本特典利用の申込み時に新しい機種へ買い替えるお客様については、何らかの理由によりその買い替えのお手続きがキャンセルされた場合であっても、回収した本機種はお客様に返却されません。
8. 本機種の回収時にお客様が当社へ申告する内容と当社へ送付される内容が異なる場合は、本特典利用の申し込みはキャンセルとなりますが、回収した本機種はお客様に返却されません。
9. 回収対象の本機種以外の物品（以下「混入物」といいます。）が当社に送付された場合、当社は、混入物の所有権は放棄されたものとみなし、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客様は異議を述べないものとします。
10. 前項にかかわらず、当社は、当社の判断によりお客様に対して混入物に関して連絡する場合又は混入物を返送する場合があります。この場合であっても、お客様と連絡が取れないとき又は混入物をお受け取り頂けないときは、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客様は異議を述べないものとします。
11. 運送会社その他の第三者による本機種に関する配送事故（誤配送、遅延、不到達等）又は紛失・破損等については、当社は責任を負わないものとします。
12. 本機種の回収方法・本人確認の方法等は、変更される場合があります。この場合、変更後の内容に従って頂くようお願いいたします。

第9条（査定基準）

本特典の利用時に回収する本機種の査定基準は、査定時点における最新の当社の下取りプログラム（キャンペーン名称変更後のキャンペーン及びキャンペーン終了後の後継キャンペーンを含みます。以下同じ。）の判定基準（当社指定の特典適用基準及び減額判

「新トクするサポート（A）」提供条件書
更新日：2025年1月16日
ソフトバンク株式会社

定基準を含みます。)に従うものとします。但し、下取りプログラムの対象外である機種は、当社ホームページに定める査定時点における最新の判定基準を適用します。

なお、現時点の下取りプログラム等の判定基準は当社ホームページ上で確認することができますが、あくまでも査定時点における基準が適用されますので、本機種の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の基準が適用されます。

※基準のいずれか1つにでも該当する場合は、査定基準を満たしません。

※本機種の製造番号(IMEI)を当社が確認できない場合は、本負担金の支払いを問わず本特典の適用を受けることはできません。

第10条(併用不可サービス)

1. 本プログラムの本特典の利用と同時に、本機種を「[下取りプログラム](#)」提供条件書に定める対象機種として、「下取りプログラム」に申し込むことはできません。
2. 上記に掲げる以外にも、他のサービス、キャンペーン、プログラム又は割引等と併用することができない場合があります。

第11条(請求月)

本提供条件書において、請求月とは、次の表とおりの期間を意味するものとします。なお、お客さまの請求締日は、My Y!mobile においてご確認頂くことができます。

例) 本機種の購入日が2025年1月24日の場合

請求締日	請求月	本プログラムの起算点
末日	毎月1日～末日	2025年1月24日～2025年1月31日を1か月目とします

第12条(遅延損害金)

お客さまは、本プログラムに関して負担する債務の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、遅延した金額に対し、年14.5%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第13条(禁止行為)

お客さまは、本プログラムの利用にあたって、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、行政機関のガイドライン又は公序良俗に違反する行為
- (2) 当社又は第三者の営業妨害又は名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
- (3) 当社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 当社の書面による事前の承諾なく、本提供条件書に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定その他処分をする行為
- (5) 本プログラムを不正な目的をもって利用する行為
- (6) その他当社が不適切と判断する行為

第14条(パーソナルデータの取り扱い)

1. 当社は、お客さまのパーソナルデータ(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、製造番号(IMEI)機種契約番号等を含みますが、これらに限られません。)を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 当社は、本プログラムの提供に関して取得したパーソナルデータについて、下表のとおり、第三者に提供する場合があります。

「新トクするサポート(A)」提供条件書
更新日: 2025年1月16日
ソフトバンク株式会社

提供先：本機種 of 譲渡先事業者

提供国：こちら(<https://ymobile.jp/s/SRgWX>)の国が含まれます。

提供データ：本機種 of 製造番号 (IMEI)

主な利用目的：当社が本機種 of 譲渡するため

3. 当社は、次の各号 of 目的のため、お客さまに代わって Apple Japan 合同会社及び Apple Inc.に 対し製造番号 (IMEI) を通知し、これらより結果を受領することがあります。なお、受領した結果に係るデータについては、当社プライバシーポリシーに定めるところにより取り扱います。

- (1) 本機種 of アクティベーションロック of 設定状態を確認するため
- (2) 本機種 of 修理履歴を確認するため
- (3) その他本プログラム of 提供に必要な業務を実施するため

第 15 条 (停止・中止)

当社は、システム of 保守点検、不可抗力若しくは本プログラム of 運営状況その他の予期できない事情がある場合又は当社が必要であると判断する場合は、何ら通知を行うことなく、本プログラム of 全部又は一部の提供を停止又は中止することができるものとします。

第 16 条 (責任 of 制限)

1. 当社は、本プログラム of 完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
2. 本プログラムに 関連して発生したお客さま (消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号) 第 2 条第 1 項に規定する「消費者」以外のお客さま (事業のために契約 of 当事者となる場合等) を除きます。) の損害について、当社 of 過失 (重過失を除きます。) により当社が損害賠償責任を負う場合 of 賠償の範囲は、損害を被った月 of 1 回分 of 分割支払金相当額を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切 of 損害 (付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害及び拡大損害を含みます。) については、その予見可能性 of 有無を問わず、当社は賠償 of 責任を負わないものとします。
3. 当社は、前項に規定する消費者以外のお客さま (事業のために契約 of 当事者となる場合等) に 対し、本プログラムに基づきお客さまに生じた一切 of 損害について、当社 of 故意又は過失 of 有無にかかわらず、賠償 of 責任を負わないものとします。
4. 当社が割賦債権を第三者に譲渡その他の処分をしていた場合には、当社がこれらの譲受人等 (以下「割賦債権者」といいます。) に 対して割賦残債務に相当する補償債務を履行しない限り、お客さまは本特典を利用することができず、割賦残債務は相殺されません。

第 17 条 (変更・廃止)

1. 本プログラムは、何らかの理由 (当社が、第 20 条 (解除) 第 5 号に該当する場合を含みます。) により内容を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、変更後 of 内容がお客さま of 権利関係に重大な影響を与える場合又は本プログラムを廃止する場合は、当社ホームページに掲載する方法その他同等の方法により事前に通知します。
但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
2. 前項に基づき、本プログラムを廃止した場合、お客さまは本特典を利用することはできません。この場合、お客さま of 割賦契約条件に従い、完済されるまで毎月分割支払金をお支払頂く必要があります。
3. 本プログラムを廃止した場合、割賦債権者が当社に代わり本プログラムを承継すべき義務を負うものではなく、お客さまは割賦債権者に対して、本特典を利用することはできず、割賦残債務は相殺されません。
4. 前三項の場合に、お客さまに何らかの損害が生じた場合でも、当社及び割賦債権者は責任を負いません。

「新トクするサポート (A)」提供条件書

更新日：2025 年 1 月 16 日

ソフトバンク株式会社

第 18 条（終了条件）

1. お客さまが本機種の割賦債務を完済した場合又は一括による弁済のお申し込みをした場合（その後お申し込みが取り消された場合を含みます。）、本プログラムの適用は自動的に終了するものとします。
2. お客さまが本特典を利用することを申し込みした場合、その申し込みを撤回又は取消することはできず、また再度本特典を申込みすることもできません。
3. お客さまが本機種の割賦債務が完済されるまでの間に、本機種の譲渡手続きが完了した場合、本プログラムに関する権利義務は譲受者に引き継がれず、本プログラムの適用は自動的に終了するものとします。

第 19 条（解約）

1. お客さまは、当社が指定する方法に従って手続きを行うことにより、本プログラムを解約することができます。
2. 前項の場合、当社がお客さまの解約の申し入れを承諾し、解約手続きが完了した日をもって、本プログラムの適用は終了します。

第 20 条（解除）

当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告等することなく、本プログラムを解除することができるものとします。

- (1) 本提供条件書に違反した場合
- (2) 本負担金、故障安心パックプラスの利用料金、分割支払金その他本プログラムに関するお客さまの当社に対する債務の支払いを怠った場合
- (3) 本プログラムの申し込み内容に虚偽又は事実と反する記載・申告等がある場合
- (4) 当社又はワイモバイル取扱店の営業を妨害し、又は妨害するおそれがある場合
- (5) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続きの開始申し立てがあった場合
- (6) お客さまが振出、引き受け、裏書又は保証した手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (7) 公租公課等の滞納処分を受けた場合又は債務超過の状態である場合
- (8) 解散決議、営業の停止又は廃止があった場合
- (9) お客さまの財産が強制執行、仮差押又は仮処分を受けた場合
- (10) その他当社の業務の遂行上支障がある場合

第 21 条（承継）

本機種の割賦債務が完済されるまでの間に、お客さまが当社の承認を得た上で、本機種を承継した場合、本プログラムに関する権利義務は承継者に引き継がれます。但し、本特典の利用を申し込みした後に、承継の手続きを行った場合、別途当社が指定する条件・手続きを満たしたときに限って引き継がれます。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

- (1) 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。以下同じ。）に該当しないこと
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと

「新トクするサポート（A）」提供条件書
更新日：2025 年 1 月 16 日
ソフトバンク株式会社

(3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

第 23 条（裁判管轄）

本プログラム又は本提供条件書に関して、当社とお客さまとの間で発生した一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（提供条件書の変更）

1. 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
2. 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページ（<https://www.ymobile.jp>）に掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
3. 本提供条件書記載事項以外の部分については、当社が定める個品割賦購入約款又は個別信用購入あっせん約款の規定を適用します。なお、これらの約款と本提供条件書の内容が矛盾又は抵触する場合、本提供条件書の内容が優先的に適用されるものとします。

【更新履歴】

2025 年 1 月 16 日 初版

「新トクするサポート（A）」提供条件書
更新日：2025 年 1 月 16 日
ソフトバンク株式会社